

買い物サービス支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、買い物サービス支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補助事業者」とは、知事が適当と認める法人をいう。

2 この要綱において、「連携事業者」とは、補助事業者と連携して事業を実施する者をいう。

3 この要綱において、「事業主体」とは、補助事業者と連携事業者の総称をいう。

4 この要綱において、「買い物弱者」とは、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々をいう。

5 この要綱において、「中山間地域」とは、富山県中山間地域活性化指針において「中山間地域」と定められている地域をいう。

6 この要綱において、「買い物困難地域」とは、徒歩で外出し、買い物を行うことに困難を感じる、買い物弱者が多い地域をいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、買い物弱者の生活利便性を向上させる事業で、以下の各号のいずれにも該当する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(1) 買い物困難地域（主として中山間地域）で実施される事業であること。

(2) 2以上の事業主体が連携し、新たに若しくは従来より拡大して実施される事業であること。

ただし、次に掲げる補助事業者については、単独法人での事業を実施することを可能とする。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合又は商工組合連合会

(3) 次年度以降も継続して実施されることが確実な事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この補助金の対象とならないものとする。

(1) 国若しくは県の他の補助金を現に受けて事業を実施し、又は受けて実施する予定である場合

- (2) 市町村が補助事業者に対し、補助金の交付を行わない場合
(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助額
補助事業に要する経費のうち、備品購入費、システム構築費、消耗品費、賃借費（リース料）など、事業実施にあたっての初期費用に該当する経費	補助対象経費の3分の1以内	500千円又は市町村の補助額のうちいずれか低い額

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者の概要に関する書類
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 事業対象地域が「買い物困難地域」であることを示す資料
- (5) 見積書の写し又は積算の根拠となる資料
- (6) その他参考となる資料

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、補助事業者は、あらかじめ、変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業者を変更すること。
- (2) 事業内容を変更すること。
- (3) 事業費の20%以上の変更をすること。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業の遂行状況について、補助事業状況報告書を、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該交付決定に係る事業終了後、速やかに実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 事業実施を証する写真
- (4) 支出の内容や根拠を示す資料
- (5) その他参考となる資料

(概算払)

第11条 知事は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後、当該補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費に係る補助金については、概算払をすることができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りでない。

2 知事は、補助事業者から前項の報告があった場合は、補助事業に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。